

平成30年12月定例会議会提出条例のあらまし

- 議案第75号 大東市長の内部組織の設置および分掌事務に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 機構改革に伴い、分掌事務の変更を行います。
 - (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

- 議案第76号 大東市債権管理条例
 - ・(1) 市の債権の管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保および公正かつ円滑な行財政運営に資するために、延滞金、債権の放棄その他の市の債権の管理について必要な事項を規定します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。

- 議案第77号 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務等を処理するために利用することができる生活保護関係情報である特定個人情報に、進学準備給付金に関するものを追加します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第78号 大東市に勤務する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 理事、局長、参事（局長相当職）、総括次長および次長ならびに課長および参事（課長相当職）の職にある者が、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合等に支給する管理職員特別勤務手当を新設します。
 - (2) その他、条文中の文言を整理します。
 - (3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第79号 大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市議会議員の選挙における候補者が選挙運動のために使用するビラの作成について、次の限度額の範囲内で公費負担することを規定します。

30,040円（7円51銭（1枚当たりの単価）×4,000枚）

- (2) この条例は、平成31年3月1日から施行します。

[当初追加議案]

● 議案第80号 大東市公民連携に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) プロポーザル方式で特定公民連携事業推進法人を決定する場合の審査に係る市長の諮問機関として、大東市特定公民連携事業プロポーザル審査会を設置します。

- (2) 市長等が、特定公民連携事業の評価を行うに当たり、特定公民連携事業推進法人に対し、特定公民連携事業の実施状況に係る資料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる旨の規定を加えます。

- (3) 特定公民連携事業推進法人に対し、資本金を出資することができる旨の規定を加えます。

- (4) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第81号 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市一般職の職員の給与に関する条例にあつては、給料月額等を改定します。

- (2) 議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例および大東市長等の給与に関する条例にあつては、期末手当の額を改定します。

- (3) 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例にあつては、報酬の額を改定します。

- (4) その他、条文中の文言を整理します。

- (5) この条例は、公布の日から施行します（一部を除く。）。